

別表第2 出来形寸法検査基準

区分	検査対象事項		検査内容	検 査 密 度	備考
共通	共通的工種	矢板工	基準高、変位、根入長、延長	250枚につき1カ所以上（ただし、施工延長250枚以下の場合は2カ所以上）	
		法枠工、吹付工（コンクリート、種子、）植生工、実播工等	厚さ、法長、間隔、幅、延長	200mにつき1カ所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2カ所以上）又は面積の20％	
			吹付け厚、ラス張	厚さ、ラス張確認は施工管理記録等により200㎡毎に1箇所以上（但し200㎡以下は2箇所以上）	
	基礎工		基準高、根入れ長、偏心量	1基または1目地間当たり1箇所以上	
	石積・ブロック積（張）工・擁壁工		基準高、法長、法勾配、厚さ、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）	
	一般舗装工	路盤工	基準高(下層路盤工のみ)、幅、厚さ	基準高、幅は200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）厚さは施工管理記録等により200mにつき1箇所以上(安定処理工法は2,000㎡未満は1箇所、2,000㎡以上10,000㎡未満は3箇所、10,000㎡以上は6箇所)	
			基準高(下層路盤工のみ)、厚さあるいは標高格差(3次元モデルによる場合)	1工事につき1断面 （3次元モデルによる場合）	
		舗装工	幅、厚さ、平坦性	幅は200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）厚さはコア採取結果記録等により2,000㎡未満は1箇所、2,000㎡以上10,000㎡未満は3箇所、10,000㎡以上は6箇所	
			厚さあるいは標高格差、平坦性(3次元モデルによる場合)	1工事につき1断面 （3次元モデルによる場合）	
		地盤改良工		基準高、幅、厚さ、延長	
	土工		基準高、幅、法長	200mにつき1カ所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2カ所以上）	
			平場面・法面の設計との標高格差、または水平格差(3次元モデルによる場合)	1工事につき1断面 （3次元モデルによる場合）	
河川	築堤、護岸		基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	200mにつき1カ所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2カ所以上）	
	浚渫（川）		基準高、幅、深さ、延長		
	樋門・樋管		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	水門・樋門・樋管は本体部、呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意部分管渠は同種構造物毎2箇所以上	
	水門				
砂防	砂防ダム		基準高、幅、厚さ、延長	構造図の寸法表示箇所の任意箇所（3箇所以上）	
	流路工		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）	
	斜面对策		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）	

区分	検査対象事項			検査内容	検 査 密 度	備考
ダム	コンクリートダム			基準高、幅、ジョイント間隔、提長	5 ジョイントにつき 1 箇所以上	
	フィルダム			基準高、外側境界線	5 測点につき 1 箇所以上	
道路	道路改良			基準高、幅、厚さ、高さ、延長	1 0 0 mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 1 0 0 m 以下の場合は 2 箇所以上）	
	橋梁下部			基準高、幅、厚さ、高さ、支間（スパン）長、変位	スパン長は各スパン毎。その他は同構造物ごとに 1 基以上につき構造図の寸法表示箇所の任意部分	
	鋼橋上部			部材寸法	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分	
				基準高、支間長、中心間距離、キャンバー	その他は 5 径間未満は 2 箇所以上 5 径間以上は 2 径間につき 1 箇所以上	
	コンクリート橋上部			部材寸法	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分	
				基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	その他は 5 径間未満は 2 箇所以上 5 径間以上は 2 径間につき 1 箇所以上	
	トンネル			基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	両坑口を含めて、1 0 0 mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 2 0 0 m 以下の場合は両坑口を含めて 3 箇所以上）	
土木	下水道	開削工・推進工	管の種別形状、寸法	測定、品質資料	2 0 0 mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 2 0 0 m 以下の場合は 2 箇所以上）	
			基準高、延長	測定	2 0 0 mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 2 0 0 m 以下の場合は 2 箇所以上）	
			仕上り状況	漏水の有無、継ぎ手部の状況、ひび割れ状況、中心線とのずれ	適宜	
			使用材料	資料、写真	適宜	
		シールド工	管の種別、形状、寸法	測定、品質資料	2 0 0 mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 2 0 0 m 以下の場合は 2 箇所以上）	
			基準高、延長	測定	2 0 0 mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 2 0 0 m 以下の場合は 2 箇所以上）	
			セグメントの組立状況	写真により判定	適宜	
			覆工厚	写真により判定	適宜	
		函渠・開渠工	仕上り状況	漏水の有無、ひび割れ状況、注入孔、緊結ボルト孔の閉塞状況、裏込注入孔の注入量、中心線とのずれ	適宜	
			基準高、延長	測定	2 0 0 mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 2 0 0 m 以下の場合は 2 箇所以上）	
			形状、寸法	幅、高さ、厚さ測定	2 0 0 mにつき 1 箇所以上（ただし、施工延長 2 0 0 m 以下の場合は 2 箇所以上）	
			鉄筋工	設計図書、仕様書と写真照合	適宜	

区分	検査対象事項		検査内容	検査密度	備考
土木	下水道 マンホール工	函渠・開渠工	施工状況 漏水の有無、継ぎ手部の状況、ひび割れ状況、コンクリート面の仕上がり状況	適宜	
		形状、寸法	内法、深さ、厚さ測定	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）	
		足掛金物	材質と取付状況	適宜	
		インバート工	仕上げ状況	適宜	
		側塊の形状・寸法及び材質	測定、品質資料、据付け状況	適宜	
		蓋の据付		適宜	
		副管工	本管及び側壁との据付け状況	適宜	
森林土木	共通事項	延長・測点・点間距離	長さは実測	全箇所	
		曲線半径		IP数の20%	
		法線	設計図との関係調査	適宜	
		縦断施工高	起点・変位点・終点	全延長の20%	
		横断出来形	図面との出来形照合	40mごとに1箇所	
		構造物寸法	長さ・幅・高さ・角度	全箇所	
	林道	延長・測点・点間距離	長さは実測	延長の20%	
		横断出来形	図面との出来形照合	100mにつき1箇所（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上、施工延長40m以下の場合は1箇所	
		構造物寸法	長さ・幅・高さ・角度	構造物ごとに全数量の20%	
	法切工		法切勾配及び延長	施工箇所ごとに全数量の20%以上	
	階段切付工		法切勾配及び延長	施工箇所ごとに全数量の20%以上	
	植栽工		植栽本数	施工箇所ごとに植栽本数の20%以上	
	柵工・筋工		延長	施工箇所ごとに全数量の20%以上	
	種子付きネット張工		面積	施工箇所ごとに全数量の20%以上	

区分	検査対象事項		検査内容	検査密度	備考
農業土木	用水路	既製品使用水路（現場内部分は現場打準用）	基準高・幅・勾配の調査	200mごとに1箇所。但し3箇所以上	
			止水版及び目地の機能調査		
			水抜きの高さ寸法・機能調査		
		附帯構造物	基準高・形状寸法	適宜	
	施設	灌水施設	数量・規格等	適宜	
		水管橋	形状寸法	適宜	
	ほ場整備	水田整地工、畑地整地工	相対高、均平度（水田整地のみ）、掘起こしによる表土厚の確認、畦畔工	全耕区の10%	
		開畑工	ほ区面積は辺長検査	全筆の1%	
			耕起深・心土破碎深	写真、記録により1haごと	
			雑物処理	写真、記録適宜	
		客土工	掘り起こしによる厚さの確認	全耕区の10%	
			改良投入量	写真、記録全数	
			土質	土質試験結果資料等により5ha毎に1点	
		暗渠排水工・湧水処理工	延長	全数の10%	
			埋設深・被覆材厚	写真、記録適宜	
			水甲	全般目視	

区分	検査対象事項		検査内容	検査密度	備考
農業土木	ほ場整備	圧力管路	延長	全数	
			管種・管径・圧力・溶接	写真又は現地全数	
			埋設深等	200mごとに1箇所。但し3箇所以上	
			漏水の有無	試験結果記録等により適宜	
		弁類	位置・機能確認	全般目視	
		管体基礎工等	形状寸法・位置・施工状況	全箇所の20%写真及び記録適宜	
		調整池・吸水槽・排水槽	基準高・幅・高さ・厚さ	50mごとに3箇所以上	
			配筋・止水版・目地・水抜き	適宜	
	その他	敷砂利道	厚さ	200mごとに1箇所	
		土水路	延長・形状寸法	200mごとに1箇所	
		管渠工	基準高・埋設深・延長	適宜	
		大盛土	基準高・埋設深・法勾配・締固め状態（写真記録全数）	40mごとに1箇所	
		浚渫工	基準高	縦方向は測点毎、横方向10点ごとに1点	

- 注）（１） 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の理由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書等により検査することができる。
- （２） 検査箇所及び検査数は、現場の状況により検査員の判断により増減し、およびその数を定め又は取りやめることができる。
- （３） 規定個数で判定値が許容範囲外に出た場合は、更に必要量の個数で判定することができる。
- （４） この表によりがたい場合は、群馬県土木工事施工管理基準に定める出来形管理基準及び規格値によるものとする。